



The Ambitious City

—大志をいだくまち— HOKKAIDO 北広島市

資料1-1

諮問案件 第1号

「北広島市都市計画マスタープラン（第2次）改定案」

について

令和7年度 第5回 北広島市都市計画審議会



見直しについて

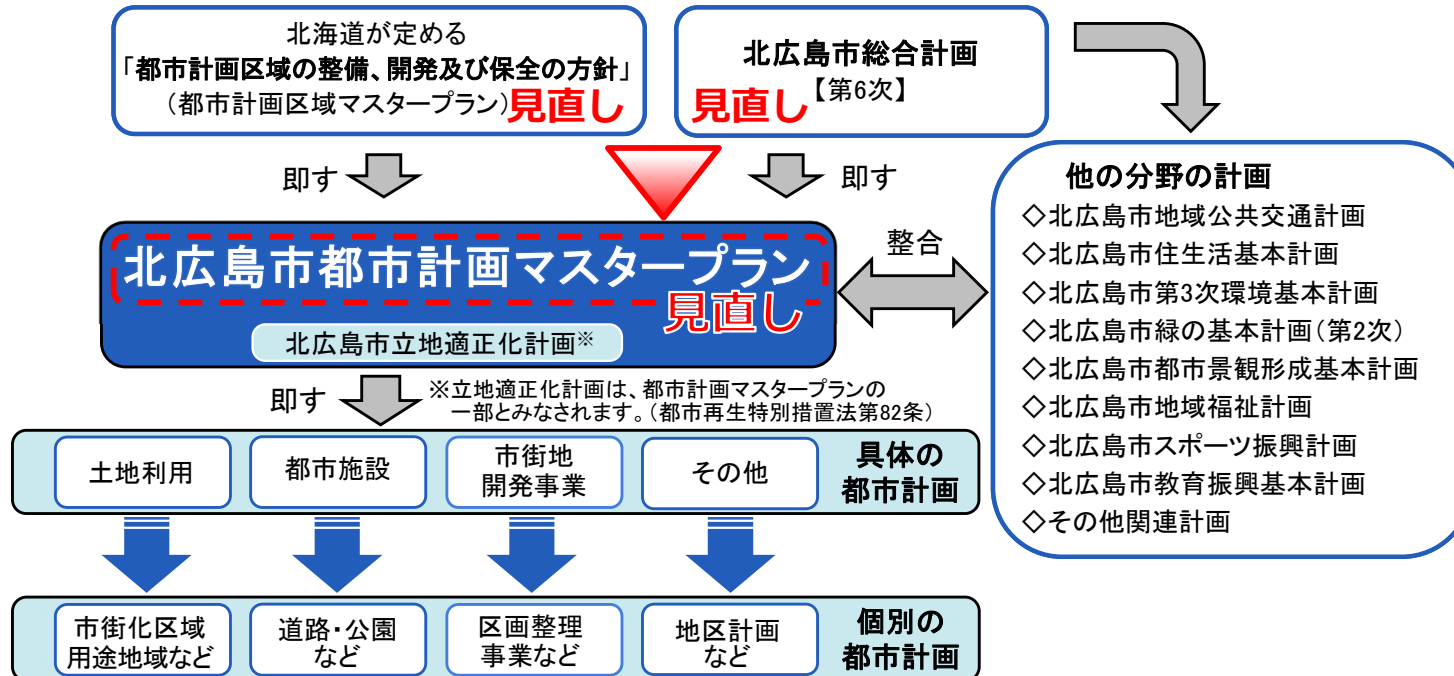


◆ 都市計画マスタープラン

都市計画法第18条の2の規定による「市町村の都市計画に関する基本方針」であり、都市づくりの指針として、目指す将来都市像とその実現に向けた取組の方向性をまとめたもの。

◆ 北広島市都市計画マスタープラン（第2次）

社会情勢の変化や市民意識の変化などにより適切に見直すこととしており、ボールパークの開業など、市を取り巻く状況が変化しているため、上位計画である北広島市総合計画などの見直しに併せ、土地利用の基本方針等を見直す。



北広島市都市計画マスタープラン(第2次)と各種計画の関係性





見直し内容



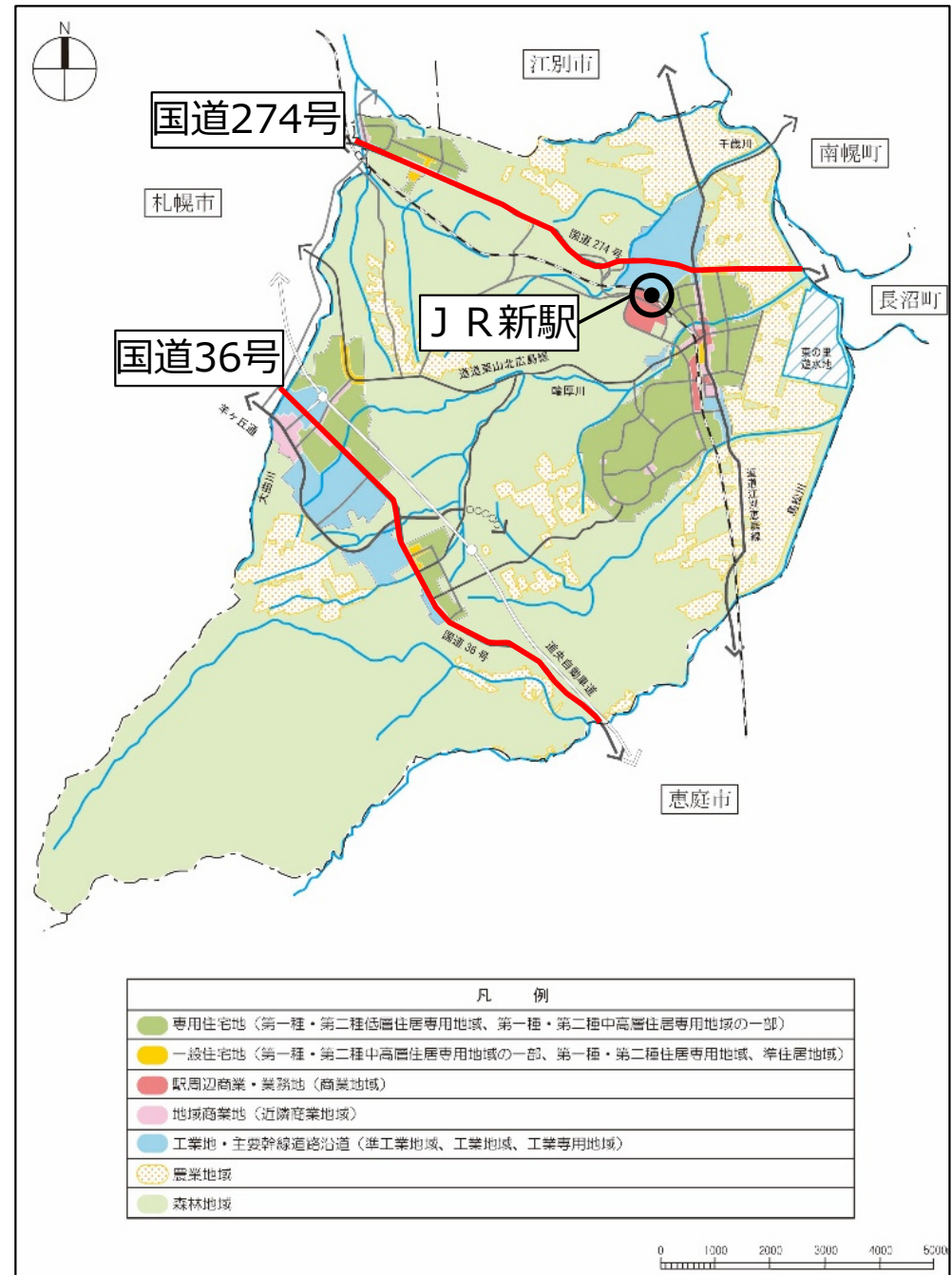
1. 時点修正・関連計画に関する見直し

- ◆ 今までの5年間に於いて、法令の改正や名称変更などが行われている内容について見直し
- ◆ その他、数値、時間的变化に係る見直し
- ◆ 立地適正化計画改定に伴う見直し

2. 今後の土地利用に伴う見直し

- ◆ 今後5年間のまちづくりにおいて、追加で記載し、検討や実施を進める必要がある内容について見直し

- ① 市街化区域：JR新駅北側の土地利用
- ② 市街化調整区域：国道274号、国道36号沿線等における土地利用

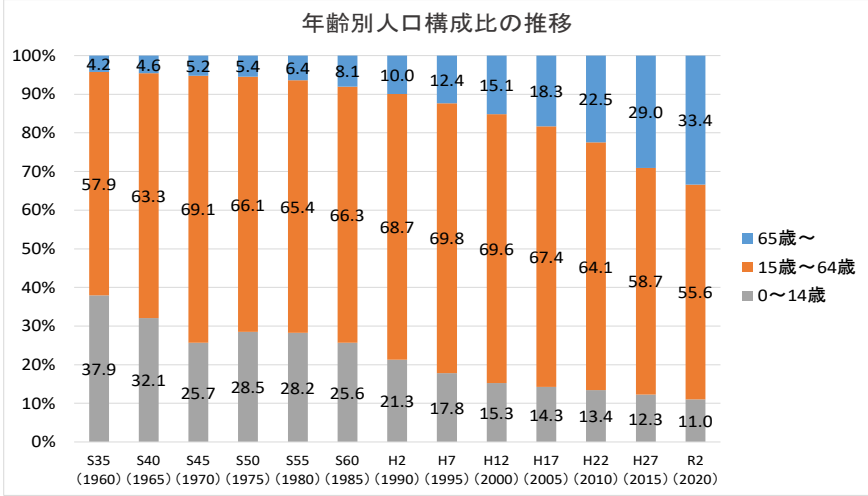
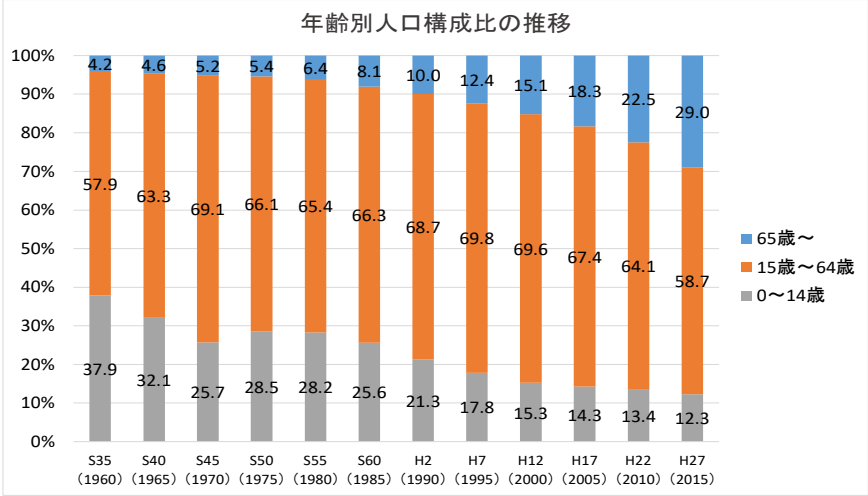




国勢調査結果（R2年10月）等の反映



The Ambitious City
—大志をいだくまち— HOKKAIDO 北広島市

変更箇所	第1章 基本的な姿勢 5 北広島市の概況（P8～11）	
新旧	新	旧
変更内容	<p>令和2年(2020年)10月1日現在の国勢調査における年齢別人口構成割合は、0～14歳人口が11.0%、15～64歳人口が55.6%、65歳以上人口が33.4%となっています。年齢別人口構成割合の推移としては平成に入ってから、0～14歳人口割合は減少傾向が、65歳以上人口割合は増加傾向が大きくなっており、本市においても急速に少子高齢化が進展しています。</p> 	<p>平成27年(2015年)10月1日現在の国勢調査における年齢別人口構成割合は、0～14歳人口が12.3%、15～64歳人口が58.7%、65歳以上人口が29.0%となっています。年齢別人口構成割合の推移としては平成に入ってから、0～14歳人口割合は減少傾向が、65歳以上人口割合は増加傾向が大きくなっており、本市においても急速に少子高齢化が進展しています。</p> 



都市施設の名称変更（R3年4月）



The Ambitious City

—大志をいだくまち— HOKKAIDO 北広島市

変更箇所	第1章 基本的な姿勢 2 都市計画マスタープランの位置づけ（P3） 第3章 都市づくりの分野別基本方針 1 土地利用の基本方針（P23） 3 緑・水環境の基本方針（P37）	
新旧	新	旧
変更内容	北海道ボールパークFビレッジ	きたひろしま総合運動公園
変更箇所	第3章 都市づくりの分野別基本方針 3 緑・水環境の基本方針（P38）	
新旧	新	旧
変更内容	アクア・バイオマスセンター北広島	下水処理センター





立地適正化計画の改定（R6年3月）



The Ambitious City

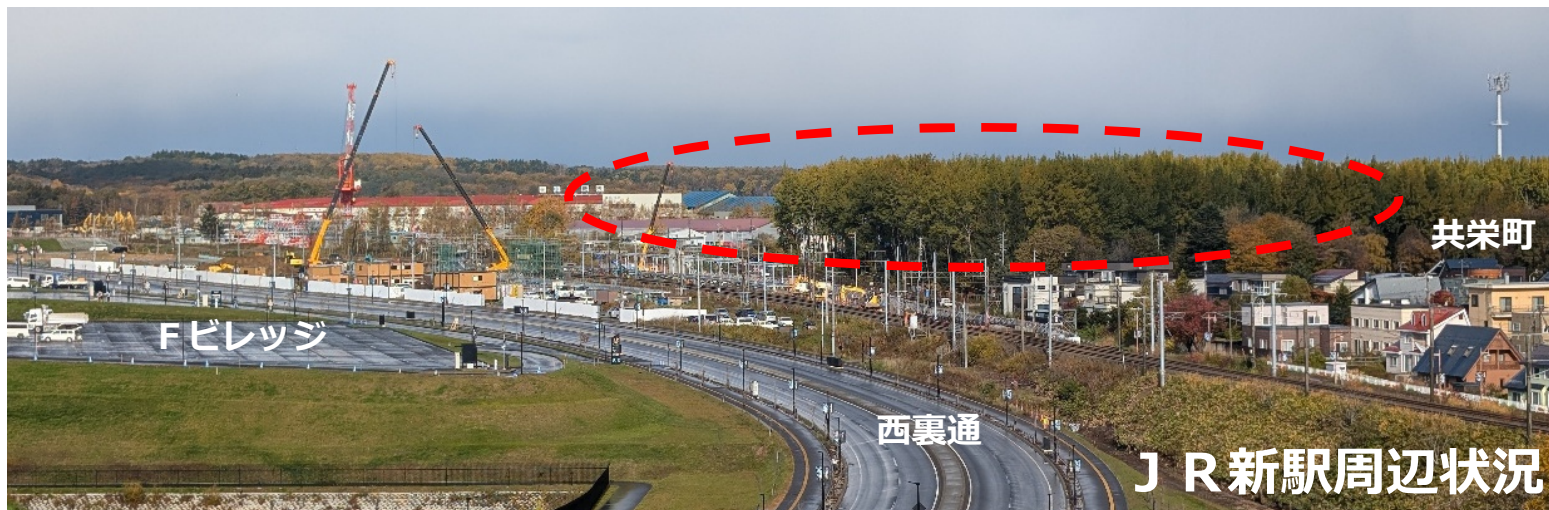
—大志をいだくまち— HOKKAIDO 北広島市

変更箇所	第2章 都市づくりの理念と目標 4 将来都市構造（P19）	
新旧	新	旧
変更内容	<p><u>Fビレッジ周辺は、J R北広島駅周辺と一体的に医療、商業、文化、行政等の都市機能を提供する本市の中核となることから、拠点地区として位置付けます。</u></p> <p>立地適正化計画に基づきJ R北広島駅周辺と、今後、都市機能の集積を図るFビレッジ周辺を、連担性を持つ拠点地区として都市機能誘導区域、北広島団地地区全域及び東部地区の一部のエリアを居住誘導区域に設定し、生活サービスやコミュニティ施設の集約を図り、中心的な地区へ居住・都市機能を先導的に誘導し、まちの再生をけん引します。</p>	<p>ボールパークは東部地区の一部として位置づけ、構成する各施設が担う都市機能は、地区の中心となる可能性を有するため、拠点地区・核地区の位置づけについて検討します。</p> <p>立地適正化計画に基づきJ R北広島駅を中心とした拠点地区を都市機能誘導区域、北広島団地地区全域及び東部地区の一部のエリアを居住誘導区域に設定し、生活サービスやコミュニティ施設の集約を図り、中心的な地区へ居住・都市機能を先導的に誘導し、まちの再生をけん引します。</p>



J R新駅北側の土地利用

変更箇所	第3章 都市づくりの分野別基本方針 1 土地利用の基本方針 (P26) 第4章 地区づくりの基本方針 1 東部地区 (P50, 52)	
新旧	新	旧
変更内容	J R新駅北側において、交通結節機能の強化を図り、駅周辺の利便性を生かした業務施設や主として地区住民のための生活利便施設の立地のため、工業系土地利用からの用途転換を検討します。	記載なし





変更箇所	第3章 都市づくりの分野別基本方針 1 土地利用の基本方針 (P28)	
新旧	新	旧
変更内容	<p>輪厚パーキングエリア周辺及び国道36号・国道274号沿線においては、既存市街地の工業系未利用地の活用を基本としながらも、交通利便性や産業振興等の観点から、農林業との十分な調整を行った上で<u>地区計画等の活用や限定的な都市的土地利用の可能性について検討します。</u></p>	<p>輪厚パーキングエリア周辺においては、既存市街地の工業系未利用地の活用を基本としながらも、交通利便性や産業振興等の観点から、農林業との十分な調整を行った上で都市的土地利用の可能性について検討します。</p>



市街化調整区域の土地利用

変更箇所	第3章 都市づくりの分野別基本方針 1 土地利用の基本方針 (P28) 第4章 地区づくりの基本方針 2 西部地区 (P58) 4 西の里地区 (P70)	
新旧	新	旧
変更内容	国道36号・国道274号沿線は、交通利便性の優位性を生かし、物流事業や食料品製造業をはじめとする産業振興に寄与するための土地利用について検討を進めます。	記載なし





交通結節機能の強化



変更箇所	第3章 都市づくりの分野別基本方針 2 都市交通体系の基本方針 (P33) 第4章 地区づくりの基本方針 1 東部地区 (P52)	
新旧	新	旧
変更内容	<p>ボールパークに隣接するJ R新駅周辺については、交通結節機能の整備を図ります。J R上野幌駅及びその周辺については、駅舎のバリアフリー化に向けて関係機関と協議を進めるとともに、駅周辺の利便性を生かした土地利用を検討します。</p>	<p>J R北広島駅及び西口駅前広場は、ボールパークの整備による利用者の増加に対応するため、アクセス機能の整備を行います。また、ボールパークに隣接するJ R新駅については、早期完成に向け、関係機関と協議を進めます。J R上野幌駅及びその周辺については、駅舎のバリアフリー化に向けて関係機関と協議を進めるとともに、駅周辺の利便性を生かした土地利用を検討します。</p>



保存利活用計画の策定（R7年3月）

変更箇所	第3章 都市づくりの分野別基本方針 3 緑・水環境の基本方針（P37）	
新旧	新	旧
変更内容	特別天然記念物野幌原始林については、保存活用計画に基づき、適切な保存、活用を行い貴重な文化財を次世代に継承していきます。	特別天然記念物野幌原始林に新たな区域が追加指定されたことから、適切な保存に向けた保存利活用計画を策定します。



図 4-2 指定地で過去に設定された森林調査区



ゼロカーボンシティの実現（R5年2月）



The Ambitious City
—大志をいだくまち— HOKKAIDO 北広島市

変更箇所	第3章 都市づくりの分野別基本方針 3 緑・水環境の基本方針（P38）	
新旧	新	旧
変更内容	<u>ゼロカーボンシティの実現に向け、温室効果ガスの排出量削減の取組を推進します。</u>	低炭素社会の構築を図るため、温室効果ガスの排出量の削減に向けた取組を推進します。



焼却施設の供用開始（R6年4月）

変更箇所	第3章 都市づくりの分野別基本方針 3 緑・水環境の基本方針（P38）	
新旧	新	旧
変更内容	廃棄物を適正に処理するため、 <u>広域による焼却処理が開始したこと</u> から、 <u>最終処分場の今後の在り方について検討</u> します。	廃棄物を適正に処理するため、 <u>最終処分場の確保</u> や近隣市町と連携した広域的な処理施設の整備を進めます。

位置図



出典：国土地理院地図





宅地耐震化対策工事等の完了 (R7年10月)



The Ambitious City
—大志をいだくまち— HOKKAIDO 北広島市

変更箇所	第3章 都市づくりの分野別基本方針 5 都市防災の基本方針 (P42)	
新旧	新	旧
変更内容	災害時には、防災情報の収集と伝達を迅速かつ的確に進めるとともに、安全な避難や都市施設の迅速な復旧が求められることから、必要な対策を行い、災害に強い都市づくりを進める必要があります。	災害時には、防災情報の収集と伝達を迅速かつ的確に進めるとともに、安全な避難や都市施設の迅速な復旧が求められることから、必要な対策を行い、災害に強い都市づくりを進める必要があります。特に、平成30年(2018年)9月6日に発生した北海道胆振東部地震による被災地の早期復旧に向けた取組を進めていく必要があります。



変更箇所	第3章 都市づくりの分野別基本方針 5 都市防災の基本方針 (P44)	
新旧	新	旧
変更内容	<p>宅地造成等に伴うがけ崩れ等の災害を防止するため、<u>宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域</u>＊における造成工事を適切に指導します。</p> <p>＊ <u>宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域</u> 宅地造成等に伴うがけ崩れ、土砂の流出による災害が発生するおそれが著しい区域について、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u>で指定する区域。</p>	<p>宅地造成に伴うがけ崩れ等の災害を防止するため、<u>宅地造成工事規制区域</u>＊における造成工事を適切に指導します。</p> <p>＊ <u>宅地造成工事規制区域</u> 宅地造成に伴うがけ崩れ、土砂の流出による災害が発生するおそれが著しい区域について、<u>宅地造成等規制法</u>で指定する区域。</p>



年月	内 容
R2.12	都市計画マスタープラン（第2次）策定
R3.4	計画期間（～令和12年度）
R7.4	【令和7年度第1回 都市計画審議会】見直しについて
R7.9	【令和7年度第3回 都市計画審議会】見直し方針
R7.11	【令和7年度第4回 都市計画審議会】改定原案の説明
R7.12	北海道任意協議終了 パブリックコメント 12/22～1/20
R8.1	【令和7年度第5回 都市計画審議会】改定案の説明（諮問）
R8.3	令和8年第1回定例会の議決を経て 都市計画マスタープラン（第2次）を改定



パブリックコメントの結果

- ◆ 募集期間 令和7年12月22日～令和8年1月20日
- ◆ 意見提出 ●件

提出のあった意見	市の考え方
・ ああああああああ ・ いいいいいいいい	・ かかかかかかかかかかか ・ きききききききききき



◆ パブリックコメントを受けての変更点

該当箇所	変更後	変更前
● ページ	<ul style="list-style-type: none">・ ああああああああ・ いいいいいいいい	<ul style="list-style-type: none">・ かかかかかかかかかかか・ きききききききききき